

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を別記のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 1 1 の規定により，議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年兵庫県指令市振第２２９７号）の一部を次のように変更する。

第４条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第１７条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表とする。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。